



# 三島市移住・子育てリフォーム事業 添付書類・確認事項チェック表(申請時)



添付付書類については、三島市移住・子育てリフォーム事業費補助金交付申請書における「工事の発注者」の区分に応じて、ご用意をお願いします。

対 象		書類名称・チェックポイント	確認欄
共 通		三島市移住・子育てリフォーム事業費補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
		付近見取図(縮尺が2,500分の1以上のもの)	<input type="checkbox"/>
		リフォーム工事に係る「見積書」の写し ※補助対象外工事がある場合には、明確にしたもの。業者の押印があるもの。申請日時点で有効期限内であるもの。	<input type="checkbox"/>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「平面図(すべての階)」及び「配置図」…施工予定箇所を図示してください。 ※外壁塗装の場合も平面図及び配置図が必要です。</li> <li>「立面図」……………外壁・屋根に関する工事の場合に添付してください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
		リフォーム工事の施工前の状況がわかる「写真」 ※施工箇所全て ※A4サイズ用紙に写真データを印刷、もしくは現像写真を糊付けの上、提出。	<input type="checkbox"/>
		・登記事項証明書(住宅分) ※写しでも可 ※未登記の住宅については以下のどちらかの写し ( 売買契約書 ・新築当時の工事請負契約書 ) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">法務局で取得</div>	<input type="checkbox"/>
		<b>誓約及び同意書</b> ※同一工事で国や県、三島市の他の補助金との併用はできません。	<input type="checkbox"/>
		過去に、この要綱又は失効前の三島市住宅リフォーム事業費補助金交付要綱(平成23年6月22日制定)若しくは三島市移住・子育て・耐震リフォーム事業費補助金交付要綱(平成28年4月15日制定)に基づく補助金の交付を受けていないですか?	はい <input type="checkbox"/>
子育て世帯		住民票(続柄を含む世帯全員分) ※写しでも可	<input type="checkbox"/>
移住者	若い夫婦	戸籍の謄本 ※写しでも可 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">本籍地の市役所・役場等で取得</div>	<input type="checkbox"/>
		戸籍の附票※写しでも可 ※三島市へ移住する前1年間の異動履歴及び三島市への異動がわかるもの ※本籍を異動している場合、前戸籍地で取得する必要がありますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
	若い親	戸籍の附票※写しでも可 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;">本籍地の市役所・役場等で取得</div>	<input type="checkbox"/>
		住民票(続柄を含む世帯全員分) ※写しでも可	<input type="checkbox"/>
	子どもと同居する場合	家族構成表	<input type="checkbox"/>
中古住宅取得者		売買契約書の写し ※契約者、契約日が分かるように	<input type="checkbox"/>
該当者のみ		「確認済証」の写し ※増改築等の建築確認申請が必要なリフォーム工事を行う場合のみ	<input type="checkbox"/>
		戸籍の謄本(建物所有者と申請者との関係が分かるもの) ※3親等内の親族から住宅を無償で賃貸借している場合 ※戸籍の取得が難しい場合は家系図の提出でも可(申請者の署名が必要)	<input type="checkbox"/>

※中学生以下の子とは平成21年4月2日以降に生まれた方になります  
 ※登記事項証明書、住民票、戸籍の謄本及び附票は申請日から3か月以内のもの